

改正地方公務員法及び改正地方自治法の施行に向け、
自治体臨時・非常勤職員の処遇改善のための施策を求める意見書

地方自治体に働く臨時職員・非常勤職員は、行政ニーズの多様化や自治体財政の厳しさのために増加を続けており、全国で65万人を超えています。臨時職員であっても、公共サービスにおいて重要な業務を担っている場合もあり、自治体行政に臨時職員・非常勤職員は欠くことのできない存在となっています。

その一方で、賃金や処遇の面で大きな格差が存在し、長きにわたって公共サービスの一翼を担って働いていても、低い処遇、不安定雇用のままであることが常態化しています。

このような実情は、現行の地方公務員法17条、22条で定められている臨時的任用のありかたと乖離していることが長らく指摘されてきました。そこで2017年5月に、会計年度任用職員制度の導入を柱として地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月に施行されることとなりました。現在の自治体臨時職員・非常勤職員の多くが会計年度任用職員に移行すると見込まれています。

今回の法改正には、労働契約法においては明記されている「無期転換」や「処遇の均衡」については定められていませんが、衆参両院での附帯決議において、国が務めるべきこととして示されています。

国におかれては、附帯決議の趣旨を踏まえ、以下に示す自治体臨時・非常勤職員の処遇改善のための施策をすみやかに進められるように求めます。

記

1. 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。その採用に当たっては、通常実施している選考基準（適正・資格取得・試験・面接・小論文・実技・試用期間・健康診断等）を踏まえた公正で客観的な選考結果に基づいたものとする。
2. 公務労働における同一労働同一賃金のルールを確立し、勤務時間による賃金と労働条件の格差を解消するための法制度を整備すること。
3. 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月20日

大和高田市議会